

会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への珠洲商工会議所の対応について

珠洲商工会議所

1. 基本的な考え方

感染力のより強いオミクロン株の拡大が懸念される中、給付金や補助金申請相談、確定申告などで接客の機会が増えることから、本日から令和4年3月末までは基本的に別室での接客といたします。どうぞご理解くださいますようお願いいたします。なお、体調のすぐれない方、家族が新型コロナウイルス感染症と診断された方や濃厚接触者と認定された方の来所はお控えください。なお、商工会議所を利用される際は問診票の記入、入館時の検温、マスク着用、アルコール消毒、定期的な換気についてご協力をお願いいたします。

2. 相談・会議等について

(1) 相談などの対応

指導員など対応できる者も限られており、相談できる部屋がない場合もありますので、来所される際は事前に電話で予約を入れてから来られるようお願いいたします。また、電話だけでなく、Zoomなどインターネットを介した相談、メールを活用した相談も可能ですのでご相談下さい。

(2) 宅急便、集金人への対応

宅急便の受け渡し、集金人への対応など事務所内での滞在時間が短いと思われる来客に対しては通常通り事務所内での対応いたします。ただし、入館の際のマスクの着用、手指消毒をお願いしておりますのでご協力ください。

(3) 会議、講演会、貸会場での利用について

- ① 咳や熱など風邪の症状がある場合には参加をご遠慮いただきます。
- ② 入室する前は必ず検温させていただきます。37.5度以上の体温の方、及び体調のすぐれない方の参加はご遠慮させていただきます。
- ③ マスクは必ず着用してください。また手指消毒して入館してください。
- ④ 会議室等使用の間は扉を開け、席を離して使用してください。
- ⑤ 参加者数に制限を設けませんが、できるだけ小人数の会議かつ使用時間の短縮を心がけてください。
- ⑥ オンライン会議の併用など非接触を意識した会議の検討をお願いします。

以上、感染防止に向けてご協力をお願いします。